岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 7 月 20 日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤 厚

岩手県教育委員会規則第12号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2 (第3条関係) 高等学校の専攻科の学級編制				另	別表第2 (第3条関係) 高等学校の専攻科の学級編制				
学校名	区分	学科名	学級数		学校名	区 分	学科名	学級数	
岩手県立黒沢尻工業高	本校	工業技術科	<u>1</u>		岩手県立黒沢尻工業高	本校	工業技術科	2	
等学校					等学校				
[略]					[略]				
備考 [略]					備考 [略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。